

別表第1(第4条第1項第1号)

基本保育分に係る事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1 定数外保育士設置事業	市基準に定める職員配置の基準を満たすための保育士の設置に要する経費に相当する額。 また、利用定員を弾力化した場合に、各クラスにおける必要保育教諭等の数の算定において、1人未満の端数を切り上げた数の総数が増となるときは、その数を加えるものとする。	補助対象保育士1人 当たり月額205,530円×16.45か月 ×補助対象月数／12月
2 看護師設置事業	市基準に定める職員配置の基準を満たすための常勤看護師の設置に要する経費に相当する額。	1保育所当たり月額 244,306円×14.55か月×補助対象 月数／12月
3 栄養士設置事業	市基準に定める職員配置の基準を満たすための常勤栄養士の設置に要する経費に相当する額。当補助事業の活用にあたっては、公定価格の栄養管理加算の適用が必須。	1保育所当たり月額 188,700円×(12 か月×2／5+4.45 か月)×補助対象月 数／12月
4 調理員設置事業	(1) 通常分 市基準に定める職員配置の基準を満たすための調理員の設置に要する経費に相当する額。ただし、補助金額の算出にあたっては、この数より以下の人数を減じるものとする。 ア 定員40人以下の施設 1名 イ 定員41人以上の施設 2名 (2) 特別加配分 アレルギーその他市長がこれに相当するものとしてやむを得ないと認める理由により、除去食・代替食を要する児童が5人につき、調理員1名の設置に要する経費に相当する額。	(1) 調理員1人当たり 月額176,200円 ×16.45か月×補 助対象月数／12月 (2) 調理員1人当たり 月額84,933円× 12月
5 事務職員設置事業	事務職員の設置に要する経費に相当する額。ただし、公定価格に含まれる職員数に係る経費を除くものとする。	1保育所当たり月額 38,130円を限度と する。

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
6 保育教材購入事業	保育内容の充実、向上のための物品の購入に要する経費に相当する額。	177円×各月1日在籍の児童数
7 児童健康診断実施事業	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第12条に基づく1年に2回の健康診断に加えて実施する健康診断、眼科検診及び歯科検診に要する経費に相当する額。	1健診・検診につき29,100円を限度とする。
8 主食費徴収免除事業	当該年度の当初に3歳以上であり、次のいずれかに該当する児童(以下「主食費徴収免除対象子ども」という。)の主食費の徴収の免除に要する経費に相当する額。 (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号ロ(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されないものに準ずるものである子ども	35円×各月1日の主食費徴収免除対象子ども数×給食実施日数
9 職員健康診断実施事業	年1回の健康診断(胸部レントゲン及び尿検査を含む。)に要する経費に相当する額。 ただし、国配置基準による職員数に係る経費を除く。	2,000円×受診した職員数

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
10 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入に係る保護者の負担を軽減するため、負担金に要する経費に相当する額。	児童1人当たり年額125円(要保護世帯については55円)を限度とする。
11 賠償責任保険加入事業	保育所の管理における瑕疵による事故等に起因する損害賠償等の負担を軽減するため、賠償責任保険に要する経費に相当する額。	1保育所当たり年額30,000円を限度とする。
12 職員研修実施事業	職員の資質向上のために実施する研修への出席に要する経費に相当する額。	1保育所当たり年額50,000円を限度とする。
13 おむつ回収事業	おむつの自園処理を行った場合の事業系ごみの廃棄に要する経費に相当する額。	100円×各月1日の3歳未満児の在籍数
14 実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給者(本市に住所を有する教育・保育給付認定保護者のうち、習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則(平成27年規則第28号)別表第1又は別表第2のA階層に属する者(前年度において、これらの認定を受けていた者を含む。))が、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき次の経費に相当する額。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	児童1人当たり月額2,500円を限度とする。
15 第三者評価受審事業	第三者評価の受審(公定価格の加算による事業と同等の事業として市長が認めるものをいう。)に要する経費に相当する額。 ただし、公定価格による加算適用年度から起算して、4年度目又は5年度目のいずれかの年度の事業に限る。	1保育所当たり年額150,000円を限度とする。

特別保育分に係る事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1 特別支援保育実施事業	(1) 特別な支援が必要な児童 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育の実施に当たり、保育士の配置に要する経費に相当する額。 ただし、当該年度の入所児童又は連携先からの進級児童に限り、本事業の実施前に、習志野市保育指導委員会の審議の結果により加配(審議前の職員配置の配置割合を含む。)が認められなかったときは、この算定結果に2で除した額を補助基準額とする。) (2) 医療的ケア児保育支援 市が実施する医療的ケア児保育支援事業と同等の事業として市長が認めるもの。	(1) 補助対象保育士1人当たり月額205,530円×16.45か月×補助対象月数／12月(第1号ただし書の規定の適用する場合において、習志野市保育指導委員会の審議の結果により加配(審議前の職員配置の配置割合を含む。)が認められなかったときは、この算定結果に2で除した額を補助基準額とする。) (2) 保育士の設置にあつては定数外保育士設置事業、看護師の設置にあつては看護師設置事業の補助基準額と同額とする。これらは、いずれかの適用とする。
2 産休明け保育実施事業	(1) 生後57日目から4か月未満の乳児を対象とした、産休明け保育を実施するために要する経費に相当する額。 (2) 保育士の配置人数が、2対1以上である場合に限る。	補助対象保育士1人当たり月額205,530円 ただし、対象児童の入所があつた月の日割り計算とし、対象児童の登園日数を日割りが発生する月のうち閉園日を減じた日

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
		数で除した値に上記月額を乗じた額を基準とする。
3 一時保育実施事業	保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う、一時的な保育に要する経費に相当する額。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費（一般型及び余裕活用型に係るものをいう。）に係る基準額に準拠した額。 この場合において、当該基準額に係る利用児童数の算定に当たっては、市基準の規定による各年齢の必要保育士数に応じた算定を行うものとする。
4 休日保育実施事業	(1) 日曜日、国民の祝日等においても開所し、保育を実施するために要する経費に相当する額。 (2) 公定価格の休日保育加算の適用を受けていない施設に限る。 (3) 保育士の配置が2人以上であることを要する。	月額100,000円

その他分の事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1 地域交流活動支援事業	保育所が、地域との交流活動を実施するに当たり要する経費に相当する額。 (1) 子育て家庭の育児不安への相談指導 (2) 所庭の開放による地域との交流 (3) 児童の地域住民とのふれ合い活動 (4) その他市長が認める事業	左記の事業を実施するに当たり支出する経費のうち、人件費を除いたものを対象とし、年間120,000円を限度とする。
2 保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	国の定める要綱に基づき保育所において実施する次の事業に要する経費に相当する額。 (1) 緊急時の職員確保を行う事業 (職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用) (2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業(消毒清掃費用等)	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に規定される保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等事業継続支援事業)に係る基準額に準拠した額。
3 地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	国の定める要綱に基づき一時保育実施事業において実施する次の事業に要する経費に相当する額。 (1) 緊急時の職員確保を行う事業 (職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用) (2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業(消毒清掃費用等)	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業に係る基準額に準拠した額。

実績報告に係る添付書類一覧

基本保育分

事業名	添付書類
1 定数外保育士設置事業 2 看護師設置事業 3 栄養士設置事業 4 調理員設置事業 5 事務職員設置事業	(1) 補助対象経費確認表及び職員名簿 (2) 資格を要する事業については資格者証の写し (3) 就業規則及び給与規程の写し (4) 補助対象職員の人件費内訳表 (5) 調理員設置事業特別加配分の対象名簿及び当該児童について加配を要することを証する書類(医師が作成した指導票その他これに類するものをいう。)
6 保育教材購入事業 7 児童健康診断実施事業	(1) 対象経費内訳表
8 主食費徴収免除事業	(1) 主食費徴収免除対象子どもであることを証する書類(管外受託児童のみ。)
9 職員健康診断実施事業	(1) 各診断、検査の実施について、受診した職員及び実施状況並びに支払状況を証する書類
10 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入契約書の写し (2) 加入児童名簿 (3) 保護者負担費がわかるもの
11 賠償責任保険加入事業	(1) 賠償責任保険の加入契約書の写し (2) 支払明細書の写し
12 職員研修実施事業	(1) 職員研修の実績状況 (2) 研修への出席に要する経費がわかるもの
13 おむつ回収事業	
14 実費徴収に係る補足給付事業	(1) 補足給付事業について、事業の実施状況並びに支払状況を証する書類
15 第三者評価受審事業	(1) 評価機関と締結した契約書又は契約内容を証する書類 (2) 受審結果が分かる資料(受診結果及び公表を行っているホームページの写し)

※ 添付書類は、当該記載事項に相当する事項が記載された書類に代えることができる。

※ 複数の事業において、同様の添付書類の提出を要する場合、1部のみの提出とすることができる。

※ 資格者証の写し、就業規則及び給与規程並びに調理員設置事業の特別加配分に係る

資料については、2回目の申請に当たっては、変更が生じた場合のみ添付すること。

特別保育分

事業名	添付書類
1 特別支援保育実施事業	(1) 補助対象経費確認表及び職員名簿
2 産休明け保育実施事業	
3 一時保育実施事業	(1) 利用児童数、事業実施時間(日)等の事業の実施状況が分かるもの
4 休日保育実施事業	

その他分

事業名	添付書類
1 地域交流活動支援事業	(1) 開催日時、内容、参加者数、経費の内訳等が分かるもの
2 保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	(1) 感染等の発生状況が分かる書類 (2) 緊急時の職員確保を行う事業の実施状況を証する書類の写し (3) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業の実施状況を証する書類の写し
3 地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	(1) 感染等の発生状況が分かる書類 (2) 緊急時の職員確保を行う事業の実施状況を証する書類の写し (3) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業の実施状況を証する書類の写し